

# 学校歯科健康診断マニュアル



令和 4 年 4 月版

(一社) 埼玉県歯科医師会 学校歯科部

## はじめに

日頃より学校歯科医の先生方におかれましては、児童生徒のため学校歯科保健に従事いただき感謝申し上げます。お蔭様で埼玉県の学校歯科保健状況は全国的にも優秀であり、12歳児一人平均 DMF 歯数では平成23年に1.05でしたが、10年経過した令和3年には0.50本にまで減少しました。これもひとえに、学校歯科医の先生方と各学校における学校歯科保健へのご尽力の賜物と感謝申し上げます。

さて、学校保健安全法施行規則が平成28年4月1日に一部改正されました。それに伴い、規則に則った学校歯科医としての職務の執行が必要になって参りました。そこでこの度（一社）埼玉県歯科医師会学校歯科部で学校歯科健康診断の充実を図る為のマニュアルを作成いたしました。学校歯科医の先生方には、本書の内容をよくご理解いただき、学校歯科健康診断の際にご活用いただければ幸いです。

また、学校保健安全法第10条により、学校、学校歯科医ならびにかかりつけ歯科医の連携が謳われています。学校歯科医でない先生方においても、学校健康診断の内容および結果をご理解頂き、治療や指導に役立てていただくためにも、本書をご活用いただきますようお願いいたします。

令和4年4月  
(一社) 埼玉県歯科医師会 学校歯科部長  
伊藤 雄介

## 健康診断時の感染症対策について

2年前より始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大ですが、変異株の出現等により最近では児童生徒の感染が増加しています。下記の点を中心に学校側と感染症対策について事前に十分ご協議いただき、感染の予防にご配慮ください。

### 学校歯科医として

- 1 健康診断当日の検診医及び帯同者の体調チェックを徹底する。
- 2 必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない検査方法を心掛ける。
- 3 マスク、グローブ等を常に着用する。
- 4 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う。
- 5 県及び市町村教育委員会の情報に基づき、地域の実情に合わせて臨機応変に対応する。

### 学校の準備として

- 1 事前に保健調査票を記入し、家庭での健康管理を徹底する。
- 2 健康診断当日の児童生徒及び教職員の体調チェックを徹底する。
- 3 検査室の換気を十分行う。
- 4 一度に多くの児童生徒を検査室に入れない。
- 5 ミラー等の滅菌を徹底する。

### 具体的には…

頸関節の診査において触診は行わず、開閉させて判定する。

口腔内の診査ではダブルミラーを活用し、口腔内を手指で触らない検査方法を心掛ける。

皮膚・粘膜を触った場合にはグローブを交換する。

マスクを外した状態での会話は絶対しないように注意する。

## 歯列・咬合の「2」について

歯列・咬合において「2」と判定された場合、健康診断結果のお知らせにより、かかりつけ医に相談することとなります。しかしながら、当該児童生徒の保護者が健康診断結果やその後の治療に関する情報を十分に得られないことにより、保険適用外となる歯科矯正治療の実施の可否について適切に判断できないことも考えられます。そのため、

### 1. 検査結果の通知（学校保健安全法第14条）

歯科健康診断の結果において特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみでなく、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に判断できるよう工夫して下さい。

### 2. 必要な児童生徒・保護者への健康相談の実施（学校保健安全法第8条）

上記の検査結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに個別の健康相談等を実施し、児童生徒および保護者への必要な情報の提供について配慮するよう努めて下さい。

### 3. 学校歯科医・地域の歯科医師会及び歯科医療機関との連携（学校保健安全法第10条）

歯科健康診断の実施や結果の通知、事後措置等への対応を円滑に行うためには、学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医師会及び歯科医療機関との連携して下さい。

## 平成28年4月1日からの「学校における健康診断」の変更点

### 1. 保健調査の実施について

健康診断を行うにあたっては、小学校、中学校、高等学校および高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行う。

### 2. 「健康診断結果のお知らせ」の通知・配布

学校での健康診断は、スクリーニングであることを認識し、事後措置として児童生徒がどのような行動が必要なのかを示すものである。受診した全ての児童・生徒等に「健康診断結果のお知らせ」を通知・配布することになった。

### 3. CO要相談の新設

CO要相談は、隣接面や修復物下部にう蝕を疑う着色変化の見られる場合、及びCOが多数歯に認められたり、実質欠損を生ずる危険性が高いと判断されたりするような状態であって、特に個別の医学管理を必要とする場合が該当する。

### 4. 歯列・咬合の健康診断の判定基準について

歯列・咬合に関しては、小学校低学年から中学校にかけては乳歯から永久歯への交換が行われることと顎骨の成長発育が盛んなことから、変化の激しい時期に当たり短時間で判断するのは容易ではない。学校における歯科健康診断での判定は、矯正治療の必要性を判断するということではない。将来、口腔の健康、全身の健康にとってどのようなリスクが考えられるかを、学校保健教育の視点から教育し、認識させることが必要である。

## 1. 学校歯科健康診断の意義

学校における歯・口腔の健康診断は、学校保健安全法の規定（第13条）に基づいて行われるものである。子どもが健康診断の体験を通して、自分の歯や口腔の健康状態を具体的に知り、健康の保持増進に対する意欲を一層高めることをねらいとしている。したがって、その運営については教育活動として計画的、組織的に行い、教育効果を高めるよう、配慮する必要がある。

学校という教育の場で行われる健康診断は、単に疾病や異常の発見だけでなく、子どもが自らの発育・健康状態を把握し、その健康状態を図る能力を育成する場として重要である。

### 歯・口腔の健康診断

- ① 自分の歯や口の健康状態を把握する。
- ② 健康診断で見つかった課題を健康教育、健康管理に生かす。
- ③ 自律的な健康管理を目指す。
- ④ 卒業後も自己管理と定期的な専門管理を自発的に行えるようにする。

## 2. 学校歯科健康診断の考え方

教育の場で行われる健康診断は、健康の保持増進を目的とした健康状態の把握であり、**確定診断ではない**。スクリーニング（ふるい分け）によって「健康」、「要観察」、「要医療（治療、精密検査）」に区分することが目的であり、医学的な立場からの確定診断を行うものではない。

**健康** ⇒ 保健指導や予防処置によって健全な状態を保てる段階

**要観察** ⇒ 観察下にあって積極的な保健指導と予防処置を行うことにより、  
疾病の状態に進行させないことが可能な段階

**要医療** ⇒ 医療機関において精密検査・診断を受け、臨床的な対応が必要な段階

定期健康診断は、学校保健計画に位置づけられた重要な行事であり、信頼性のある検査結果を得るために、定期健康診断の準備段階において学校関係者と十分に連携を保って準備を進める必要がある。

**健康診断は事後処置が行われて、はじめて意義のあるものとなる。**「健康診断後のお知らせ」を出すだけでなく、その結果を子どもが自分の健康課題として捉え、自分で解決する力を身につけるよう支援することが必要である。さらに健康診断結果を活用した健康教育へと発展させ、子どもが健康の大切さを認識して、より健康な生活を送るための実践力を育えるよう、保健学習や保健指導につなげることが重要である。

健康診断結果のお知らせは、健康診断終了後21日以内に子どもおよび保護者に通知せねばならない。以前は要治療者への勧告だけであったが、平成6年の学校保健法改正以後は、全員の健康状態とそれに対する事後処置（保健指導）を重視して、全員に通知することになっている。

### 3. 歯科健康診断の流れ

学校歯科医は、健康診断を単に年間行事として消化するのではなく、  
健康診断の事前→実施時→事後の一連の流れを通した指導と管理が重要である。

#### ①事前の指導助言

事前保健調査票をもとに、児童生徒自身の問題状況や保護者の心配を把握する。特に顎関節や不正咬合について把握する。

前年度までの健康診断の記録を十分に活用できるようにしておくとよい。

#### ②実施時の指導助言

児童・生徒が主体的に受診する態度や望ましい受診の仕方を学ぶ機会として活用する。

学校での健康診断は疾病や異常の確定診断を行うことではなく、「健康」「要観察」「要医療」にスクリーニングすることが目的であることを児童・生徒や保護者に周知徹底させる。

また、健康診断時に虐待が疑われる児童・生徒の発見等にも留意する。

#### ③事後の指導助言

- 1 歯科疾患治療の指示
- 2 歯科疾患及び異常の精密検査受診の指示
- 3 要観察者（CO、GO、歯列、咬合、顎関節異常者）への指導
- 4 歯口の清掃、生活習慣改善の指導
- 5 臨時健康診断（CO、GO の経過観察等）など

### 4. 歯科健康診断の回数

CO、GO の事後措置の経過観察の指導からも年2回以上（春、秋）の健康診断が望ましい。

### 5. 健康診断時の一般的注意事項

#### ①器具、手指の消毒

健康診断前、器具、手指の消毒は通法に従い行う。

手指を口腔内に入れた時や顎関節の触診で病的な皮膚（傷、にきび等）に触れた場合は、そのつど消毒を心がける。子供は検診医の意外なところに注目している場合がある。

#### ②探針の使い方

探針の使用はできるだけ避け、  
視診で行う。

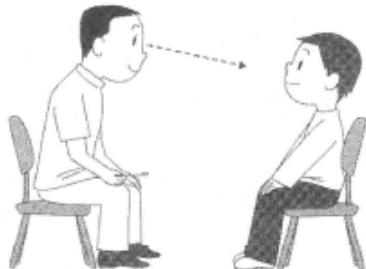
使用の場合は水平に動かし、  
垂直圧は避けるようにする。



## 6. 歯科健康診断の実際

①保健調査票で本人の状態や問題点を確認

②姿勢・顎顔面全体のバランスを観察・診査



口を閉じて姿勢を正して座らせ、  
姿勢・顔面・目の状態を外部から診査する。

異常あり→学校歯科医所見欄に記入

③顎関節、歯列・咬合を診査



顎関節部に指を当て、口を開閉させ、  
顎関節と歯列・咬合の状態をそれぞれ診査する。

◆顎関節

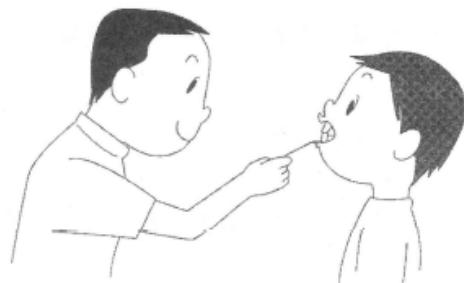
異常なし	→ 0	異常なし	→ 0
要観察	→ 1	要観察	→ 1
要精密検査	→ 2	要精密検査	→ 2

◆歯列・咬合

異常なし	→ 0	異常なし	→ 0
要観察	→ 1	要観察	→ 1
要精密検査	→ 2	要精密検査	→ 2

④歯垢の付着を診査

噛み合わせた状態で前歯部の歯垢付着状態を診査する。



ほとんどなし → 0

1/3 以下 → 1

1/3 以上 → 2

⑤歯肉の診査



噛み合わせた状態で前歯部の歯肉の状態を診査する  
(色、形、弾力、出血の有無)

異常なし → 0

要観察(GO) → 1

要精密検査(G) → 2

⑥歯の検査



口を開けて歯の状態を診査する。

<小窩裂溝・平滑面・隣接面>

## A 顎関節の判定基準

### ●顎関節の注意症状

- ①顎関節雜音    ②顎の偏位    ③開閉口障害    ④開閉口痛



開口時の偏位（下顎が左側に偏位）

開口距離の診査

正常値

3～15歳

32～37mm以下

16歳以上 40mm以上

### ●要観察「1」の対象

顎関節に何らかの異常が認められる者で定期的観察が必要な者

開閉口時の顎の偏位

開閉時に痛みはないが軽度の顎関節部の異常を訴える者

### ●要精検「2」の対象

顎関節雜音、顎の偏位、開口制限を伴う開閉口障害のある者で、

本人が開閉口時に痛みを訴える者

## B 歯列・咬合異常の判定基準

### ●要観察「1」の対象

軽度の歯列異常、不正咬合

矯正治療中の場合

### ●要精検「2」の対象

重度の歯列異常

重度の不正咬合

#### 1) 反対咬合（4前歯の被蓋状態で判断する）

反対咬合 要観察「1」



1～2歯の反対咬合や切端咬合  
前歯が反対咬合であるが、  
永久歯の交換まで経過観察

反対咬合 要精検「2」



3歯以上の反対咬合  
前歯部、臼歯部ともに反対咬合

## 2) 上顎前突



**要精検「2」の対象**  
オーバージェット 8 mm以上  
(デンタルミラー一直径半分以上)

## 3) 開咬（歯冠が 2/3 以上萌出している場合を対象とする）



**要精検「2」の対象**  
上下前歯の切縁間に垂直的に 6 mm 以上の空隙  
(デンタルミラーのホルダーの太さ以上)

## 4) 叢生

**要観察「1」**



臼歯交換まで経過観察

**要精検「2」**



隣接歯が互いの歯冠幅径の 1/4 以上重なるもの  
著しい叢生と下顎中切歯の咬合性外傷

## 5) 正中離開



**要精検「2」の対象**  
上顎中切歯間に 6 mm 以上の空隙のあるもの  
(デンタルミラーのホルダーの太さ)

## 6) その他（過蓋咬合、交叉咬合、鉗状咬合等）



**過蓋咬合 要精検「2」の対象**  
下顎前歯歯冠の大部分が上顎前歯に覆われている

## 7) 習癖と歯列・咬合の関係

(要観察「1」の対象)



指しやぶりにより開咬



咬唇癖



頬づえによる  
下顎側方歯の舌側傾斜



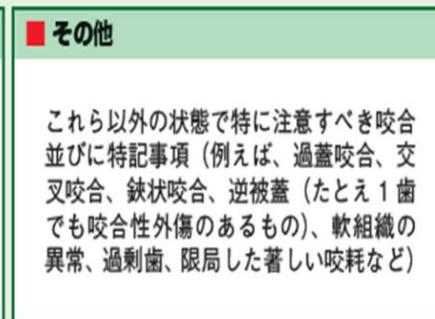
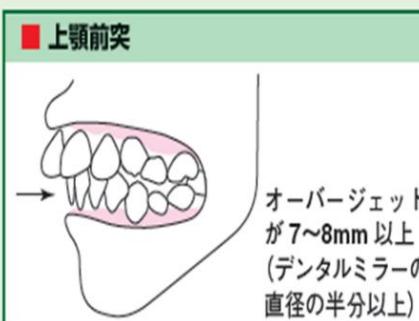
舌 痢

### 歯列・咬合異常のお知らせ

う蝕、歯肉炎等の治療勧告とは異なる事を周知徹底させる事が重要。

学校歯科健康診断での歯列・咬合の診査の目的は、歯列・咬合の異常を指摘し矯正治療を進めることではなく、児童生徒に歯列・咬合の状態を理解させ、状態に応じた助言、指導をすることである。

## 咬合判定「2」の基準



## C 歯肉の判定基準

### ●観察のポイント



色

形

弾力

出血



0 : 異常なし 健康な歯肉

1 : 要観察 (GO)

2 : 要精検 (G) 歯肉炎

## D CO、GO の診査項目の導入

CO : Questionable caries for observation

GO : Questionable gingivitis for observation

CO,GO は、学校歯科医、学校関係者、保護者の児童生徒への適切な保健指導を児童生徒が実施することにより、齲歯、歯周疾患の予防、進行抑制が可能な状態のものである。

要観察の判断は、生活環境、口腔環境等のリスク因子を観察しながら判断することが必要。

### 要観察歯 CO とは？

エナメル質に軟化した実質欠損は認められないが

1. 小窓裂溝に褐色状の着色
2. 平滑面に粗造面や白濁・褐色班
3. 隣接面の白濁・褐色班 ⇒ CO 要相談

★CO、C の判断に迷った場合は、CO と判定し、かかりつけ歯科医に精査をお願いする。

## E 健康診断における CO の判断基準

主として視診にてう窩は認められないが、う蝕の初期症状(病変)を疑わしめる所見を有するもの。

- ①小窓裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの。

②平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの。

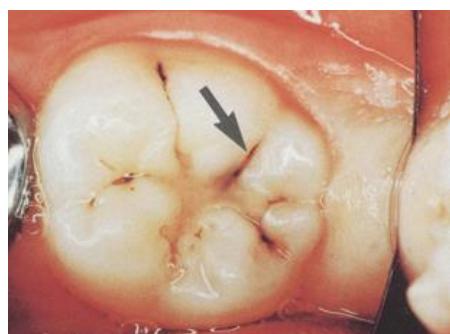
③隣接面や修復物下部の着色変化、①や②の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。学校歯科医の所見欄にCO要相談と記入。

なお、診査の時点で明らかにう蝕と判断できない場合は、要観察歯（CO）とする。

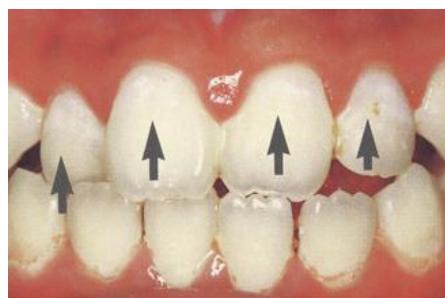
#### 「CO要相談」の取り扱いについて

- 1 う歯のスクリーニング診査の基準としては、COに分類される。
- 2 学校歯科医所見欄に「CO要相談」と記載する。
- 3 COでも要相談である旨を養護教諭に連絡し、連携のもと、「健康診断結果のお知らせ」において「CO要相談」として児童生徒に受診（要検査・相談）を勧告する。

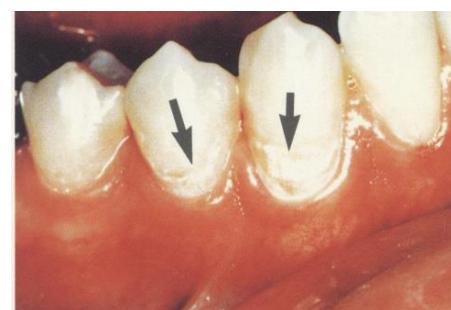
		歯質の状態	実質欠損（う窩）	治療必要度	歯式	学校歯科医所見欄	健康診断後のお知らせ
健全歯		正常		——	/	_____	_____
要観察歯	CO	う蝕の初期病変	なし	要観察	CO	_____	_____
	CO (要相談)			要検査	CO	CO（要相談）と記入	検査・相談の受診勧告
う歯	C	う蝕性病変	あり	要治療	C	_____	治療勧告



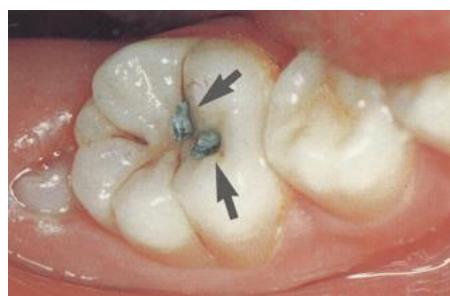
小窩裂溝の着色



平滑面の白濁斑



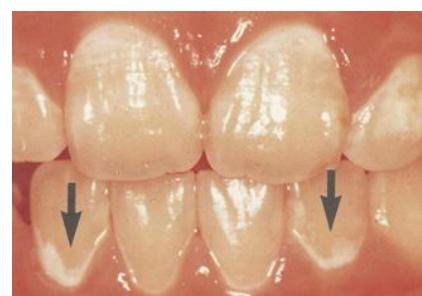
平滑面に見られる粗造面



充填物周囲の褐色状着色



隣接面に脱灰を認めるも  
実質欠損がない



歯頸部の白濁

## ☆CO の適切な指導と観察



左：小窩裂溝の着色

右：8年経過



左：明瞭な歯頸部の白濁

右：適切な事後措置による 7 年後

## ★適切な指導が行われないと



白濁

う蝕に進行

## F 歯周疾患要観察者 GO とは

- 1 歯肉に軽度の炎症症候が認められるが、健康な歯肉の部分も認められる。
- 2 歯垢の付着は認められるが、歯石の沈着は認められない。
- 3 歯の清掃指導を行い、注意深い歯みがきを続けることにより、炎症症候が消退するような歯肉の保有者。



叢生による GO

萌出性の GO

不潔による GO



## 部分的な GO

### G 「歯式」の記入方法

現在歯、う歯、喪失歯、要注意乳歯及び要観察歯は、記号を用いて、歯式の該当歯に該当記号を附する。

児童生徒健康診断票（歯・口腔） <sup>←</sup>										小・中学校用									
氏名										性別	男	女	生年月日	年月日					
年齢	年度	頸関節	歯列・咬合	歯垢の状態	歯肉の状態	歯式				歯の状態				その他の疾患及び異常	学校歯科医		事後措置		
						(例 A B)				乳歯		永久歯			現在歯数	未処置歯数		処置歯数	現在歯数
平成 歳	年度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8 上 下 8	現在歯 う歯 喫失歯(永久歯) 要注意乳歯 要観察歯				未処置歯 処置歯		(例 A B) C O △ X CO							
						現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	喪失歯数	見	月						
						8 上 下 8	E D C B A A B C D E 左 上 下 8	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8						

①現在歯：乳歯、永久歯とも該当歯を斜線又は連続横線で消す。

②う歯は、乳歯、永久歯ともに処置歯「○」又は未処置歯「C」に区分する。

処置歯：充填、補綴により歯の機能を當むことができると認められる歯。「○」

ただし、う歯の治療中のもの及び処置がしてあるがう歯の再発等により処置を要するものは未処置歯とする。

永久歯の未処置歯Cは、直ちに処置を必要とするものとする。

③喪失歯：う歯が原因で喪失した永久歯のみとする。「△」

④要注意乳歯：保存の適否を慎重に考慮する必要があると認められた乳歯。「×」

⑤要観察歯：視診にて明らかなう窩が確認できないが、う歯の初期病変の徵候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、その経過を注意深く観察する必要がある歯。「CO」

⑥CO 要相談：学校歯科医所見欄に CO 要相談と記載する。

## H 予防処置等の判定

### ①サホライド塗布歯

- ・COと同様の扱いとする。

必要と認めるときには、歯式に補助記号○サを記入する。

- ・明らかなう窩があり、治療を要する歯 ⇒ Cとする。

### ②シーラント処置歯

- ・「健全歯」として取扱う。

必要と認めるときには、歯式に補助記号○シを記入する。

- ・明らかなう窩があり、治療を要する歯 ⇒ Cとする。

## I 「歯の状態」の欄

歯式の欄に記入された当該事項について、上下左右の歯数を集計した数を該当欄に記入する。

## J その他の疾患および異常の欄

- ①歯の硬組織の異常 : フッ素症歯、癒合歯、癒着歯、歯牙破折、エナメル質形成不全、円錐歯
- ②歯数異常 : 先天性欠如歯、過剰歯
- ③歯の位置異常 : 転位歯、低位歯、埋伏歯
- ④唇・口蓋の異常 : 口唇裂、口蓋裂、口唇炎、口角炎
- ⑤軟組織の異常 : ヘルペス、エプーリス、アフター、潰瘍、小帯異常、舌苔、舌炎
- ⑥不良習癖（悪習慣）: 吸指癖、咬唇癖、咬舌癖など

## K 「学校歯科医」の欄

学校においてるべき事後措置に関連して学校歯科医が必要と認める所見を記入押印し、押印した月日を記入する。

歯肉の状態が「1」、「2」と判定された場合、それぞれ「GO」、「G」と記載する。

歯石の沈着が認められるが、歯肉の炎症がない場合には、「歯石沈着」又は「ZS」と記載する。

CO、CO要相談の歯がある場合、「CO」、「CO要相談」と記入し、部位も記載する。

要注意乳歯の歯がある場合、「要注意乳歯」と記入し、部位も記載する。

矯正治療中の場合、「矯正治療中」と記載する。

## L 「事後措置」の欄

学校においてるべき事後措置を具体的に記入する

清掃指導、食生活指導、健康相談等。

## 7. 事後措置

健康診断は事後措置が行われて、はじめて意義のあるものとなる。「健康診断結果のお知らせ」を出すだけでなく、その結果を子どもが自分の健康課題と捉えて、自分で解決する力を身につけるよう支援することが必要である。

### ①歯科健康診断後の事後措置の内容

- 1 歯科疾患治療の指示
- 2 歯科疾患及び異常の精密検査受診の指示
- 3 要観察者（CO、GO、歯列、咬合、顎関節異常者）への指導
- 4 歯口の清掃、生活習慣改善の指導
- 5 個別指導
- 6 歯科保健に関する健康相談
- 7 歯科疾患の予防処置の指示
- 8 臨時健康診断（CO、GO の経過観察等）
- 9 健康診断結果のまとめ

### ②CO、GO の事後措置

CO、GO 導入の意義は、直ちに治療するのではなく、その事後処置として、子どもが気づき、疾患の進行を促進するような生活習慣を見直す契機となる保健教育を行うことがある。よって、CO、GO は原則として治療勧告の対象としない。CO、GO の事後措置は、まず可能な限り保健指導を通じての学校現場での対応が望まれる。例えば養護教諭により行われるブラッシング指導、適切な食習慣を含む生活習慣等の指導を行うことであるが、学校歯科医も適切な時期（3～6ヶ月）に臨時健康診断等を行い、経過観察、指導を行う必要がある。

### ③CO、GO の扱い方法

- 1 CO、GO 以外に C や G が無い場合  
　　歯みがき指導、食事指導を学校中心で指導する。
- 2 他に C や G が有る場合  
　　C、G の治療時にかかりつけ歯科医で管理する。
- 3 学校側に事後措置の体制が無い場合  
　　CO、GO と判定し、かかりつけ歯科医で管理する。

### <引用資料>

学校歯科医の活動指針<平成27年 改訂版> 日本学校歯科医会

学校歯科医生涯研修制度 学校歯科医基礎研修テキスト第二版 日本学校歯科医会

## 調査用歯検診断票(歯・口腔)

小・中学校用

氏名												性別	男	女	生年月日	年	月	日													
年	年	月	日	現 状 態	歯 列 の 状 態	歯 内 の 状 態	歯												歯の状態				その他の検査結果				学 校 医 師	月	日		
								(例 A B C)												乳歯		永久歯		現 在 歯 数		未 出 歯 数		拔 歯 歴		歯 周 病 歴	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>- 現在歯</li> <li>- う歯</li> <li>- 大根歯</li> <li>- 小根歯</li> <li>- 残失歯 (永久歯)</li> <li>- 残存歯 (乳歯)</li> <li>- 换歯歴</li> </ul>												C		O		△		X		○		■	
■	平成	0	0	0	0	0	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			
■	0	1	2	0	1	2	0	7	8	9	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8					月	日			

保 護 者 様

市立 \_\_\_\_\_ 学校

## 歯・口腔の健康診断結果のお知らせ

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_

健康診断の結果は、以下の〇印のとおりでしたので、お知らせいたします。

	健康診断の時には特に問題は見つかりませんでした。家庭での食生活や口腔清掃に気をつけ、健康な状態を保つように努力しましょう。また定期的にかかりつけ歯科医の検診を受けましょう。
--	--

経過観察のみに〇印のある人は、各家庭で歯みがき・食生活に十分な注意が必要です。また、かかりつけ歯科医による継続的な指導・管理を受けることをおすすめします。

経 過  観 察	むし歯になりそうな歯	ていねいな歯みがきと食生活に気をつけることで状態が改善されます。
	軽度の歯肉炎	歯肉（歯ぐき）に軽度の腫れや出血がみられます。 歯肉炎が進行しないようていねいに歯みがきをしましょう。
	歯垢(しこう)	歯みがきが不十分です。むし歯や歯肉炎の原因になる歯垢が残っています。 家庭でもていねいに歯みがきをしましょう。
	顎関節・歯並び かみ合わせ	（顎・歯並び・かみ合わせ）のことで経過観察や適切な指導が必要な状態です。 ＊矯正治療中の方もこの項目に含まれます。

下の欄に〇印のある人は、早めに精密な検査、治療、相談を受けて下さい。治療および相談が終わりましたら、受診結果を記入してもらい、学校に提出してください。

早 め に 受 診	むし歯があります (乳歯・永久歯)	早めに治療するとともに、歯みがきや食生活を見直して、新しいむし歯をつくらないように気をつけましょう。
	歯肉の病気があります	早めに治療を受けてください。
	検査が必要な歯があります (CO 要相談、要注意乳歯×)	かかりつけ歯科医へ相談してください。
	相談が必要です。 (顎関節・歯並び・かみ合わせ)	かかりつけ歯科医へ相談してください。
	歯石の沈着があります。	早めに適切な処置や指導を受けてください。
	その他 ( )	検査または治療を受けてください。

## 受 診 結 果

(切り取らず学校へご提出ください)

1. 上記疾患について治療いたしました。
2. 指導いたしました。このまま経過をみます。
3. その他 ( )

平成 年 月 日

医療機関名  
歯科医師名

印

## 学校歯科健康診断マニュアル

令和4年4月発行

(一社)埼玉県歯科医師会学校歯科部

部長 伊藤 雄介 (朝霞)  
副部長 新井 豊 (北埼玉)  
副部長 早船 正彦 (蕨戸田)  
副部長 苗代 明 (入間)  
常任部員 酒井 公洋 (浦和)  
常任部員 狩谷源一郎 (朝霞)  
常任部員 北田 徳克 (所沢)  
部員 近藤英一郎 (埼葛)  
部員 鯨井 博史 (熊谷)  
部員 福島 利浩 (本庄児玉)  
部員 鈴木 正浩 (大里)  
部員 福島 聰 (川口)  
部員 小柳 広亮 (比企)  
部員 篠塚 信也 (大宮)  
部員 上杉 敦 (与野)  
部員 佐藤 彰恭 (川越)  
部員 藤田 融 (越谷)  
部員 柴田 省三 (北足立)  
部員 田中 真弓 (東埼玉)  
部員 引間 英之 (秩父)